軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に関するQ&A

Q1 確認申請書はいつまでに提出したらよいですか。

A1　原則として、貸与開始前に提出してください。ただし、末期がん患者の急な退院等により、早急な対応が必要な場合等、貸与開始前に提出することが難しい等のやむを得ない事情がある場合には、貸与開始前に介護高齢課認定給付係へご連絡ください。

書類の提出し忘れ等、やむを得ない事情と判断できない場合は、受付日より前の貸与については給付対象となりませんので、ご注意ください。

Q2 一度手続きをすれば、ずっと貸与を受けることができますか。

A2　確認の有効期間終了日は、認定有効期間を基準としています。認定が変わる度に、改めて手続きが必要ですので、再手続きをしないまま貸与を受けることはできません。

現在の認定有効期間が終了する前に確認申請書を提出してください。なお、利用者の状態に変化がない場合であっても、医師の診断書等の必要書類も再度添付してください。

なお、更新申請により確認申請書を再提出する場合であって、現在の認定有効期間が終了するまでに更新申請の認定結果がでない場合であっても、現在の認定有効期間終了までに確認申請書を提出する必要があります。医師の所見を入手し、サービス担当者会議を開催し、暫定のケアプランとともに、確認申請書を提出してください。

Q3 要介護２を見込んで、暫定で特殊寝台の利用を開始する予定ですが、要介護１が出る可能性もある場合には、どうしたらよいですか。

A3　Q1 と同様、貸与開始前に確認申請書を提出してください。見込み違いにより、一連の手続きを行っていない場合についても、原則は受付日より前の貸与については給付対象となりませんので、ご注意ください。

※ただし、認定結果の遅れより、確認申請書の提出が遅れる場合には、必ず介護高齢課認定給付係へ連絡いただき、その経過を居宅介護支援経過に記載してください。また、提出時には暫定ケアプランも提出してください。

連絡がない場合には、受付日より前の貸与については給付対象となりませんので、ご注意ください。

Q4 状態の悪化により、要支援１から区分変更申請をしようと思います。現在、市に確認してもらい特殊寝台を利用していますが、区分変更申請をするにあたり、例外給付の手続きは、どのようにしたらよいでしょうか。

A4　現在、手続きにより例外給付が確認されていること、また状態の悪化により区分変更申請をするということにより、認定結果が出るまでの間について、要支援２、要介護１を想定して暫定ケアプランを作成した場合には、確認申請書と一緒に市へ提出してください。要介護２以上を想定していたが、要支援２、要介護１になった場合の手続きは、A3 と同様になります。また、区分変更申請が却下となった場合は、区分変更申請前に受けた例外給付の確認通知が引き続き有効となります。

Q5　主治医意見書を記入した医師と、福祉用具が必要な状態(疾患)を診察している医師が違います。どうしたらよいのでしょうか。

A5　福祉用具を必要としている状態を判断できる医師の意見であれば主治医意見書を記入した医師でなくても構いません。状況に応じて判断してください。

Q6　医師からの必要な情報を得られません。どうしたらよいですか。

A6　例外給付が特に必要であると判断される場合には、医師の医学的な所見が不可欠であるため、情報の不足があった場合には例外給付の対象となりません。

Q7　医師の所見がサービス担当者会議開催前までに入手できません。
どうしたらよいですか。

A7　医師の所見は必ずしも書面による必要はありません。書面でのやりとりに時間がかかる場合には、電話等で医師から聴取した内容を記録する方法でも差し支えありませんので,何らかの方法でサービス担当者会議開催の前までに所見を入手するようにしてください。また、その経過を居宅介護支援経過に記載してください。
ただし、貸与を急がなければならない(緊急性がある)場合や、電話や面接等による聴取できない場合には、介護高齢課認定給付係にご相談いただき、その経過を居宅介護支援経過に記載してください。

Q8　医師の医学的所見の確認は、サービス担当者会議の後になってもよいですか。

A8　医師の医学的な所見の確認は、必ずサービス担当者会議の開催前に行ってください。
例外給付が特に必要であると判断されるには、医師の医学的な所見が不可欠です。
　福祉用具の例外給付について、医師の医学的な所見を確認した上で、サービス担当者会議により利用者の状態と福祉用具の必要性について十分に検討してください。

Q9 医師の医学的な所見について、聴取すべき項目を教えてください。

A9　疾患名や福祉用具が必要という記載では、例外給付の必要性は確認できません。
① 疾患名②疾患によって引き起こされている症状③必要となる福祉用具の品目の以上３点が明確であり、それよって例外給付を認める要件が判断されている必要があります。

Q10 担当の介護支援専門員が変更になりました。新たに担当となる介護支援専門員名で確認申請書を提出する必要がありますか。

A10　確認の有効期間終了日は、認定有効期間を基準としています確認書における給付対象期間内であれば、介護支援専門員の変更による、改めての確認申請書の提出は不要です。ただし、前担当者が取得した確認書の写しは保管してください。前担当者が取得した確認書が確認できない場合は、改めて確認申請書を提出する必要があります。